

主な指摘事項【特定施設入居者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	・契約書及び重要事項説明書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。	1件
運営	特定施設サービス計画の作成	・特定施設サービス計画について、利用者又はその家族の同意を計画期間開始後の日にちで得ている計画があったため、計画期間開始前に利用者又はその家族から同意を得ること。	1件
運営	運営規程	・指定特定施設入居者生活介護の内容について、1週間における入浴回数等のサービスの内容を記載すること。	1件
運営	事故発生時の対応	・サービスの提供により事故(誤薬等含む)が発生した場合は、速やかに市に対して事故報告を提出すること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	・生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定に当たっては、指定訪問リハビリテーション若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行い、当該計画の目標については、当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとされている。しかしながら、個別機能訓練計画の作成に際して、理学療法士等から助言を受けたこと及びその内容が分かる記録がなく、また、機能訓練指導員等が共同してアセスメントや身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ったことが分かる記録がなく、また、担当介護支援専門員の意見を踏まえたことが分かる記録がなかったため、これらの記録を整備すること。 ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談することとされているが、報告・相談を行ったことが分かる記録がなかったため、これらの記録を整備すること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	医療機関連携加算	・医療機関連携加算の算定に当たっては、あらかじめ、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び提供する情報の内容(利用者の健康の状況の著しい変化の有無等)について定めておくこととされているが、定められていなかったため、速やかに両方で定めること。	1件

計6件